

令和7年度鞍手町議会第2回定例会会議録（第4号）						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会 日時及び宣告	開 会 開 議			議 長		
	令和7年3月19日 午前10時00分			的 野 信 之		
	閉 会 開 議			議 長		
	令和7年3月19日 午前10時59分			的 野 信 之		
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	許 斐 英 幸	出	11	栗 田 美 和	出
	2	田 中 二 三 輝	出	12	西 藤 典 子	出
	3	星 正 彦	出	13	篠 原 哲 哉	出
	4	宇 田 川 亮	出			
	5	野 口 美 恵 子	出			
	6	新 谷 留 晴	出			
	7	的 野 信 之	出			
	8	石 井 大 輔	出			
	9	許 斐 潤 一 郎	出			
出席 13人 欠席 0人 欠員 0人	10	有 働 徳 仁	出			
	12	西 藤 典 子		13	篠 原 哲 哉	
会議録署名議員	12	西 藤 典 子		13	篠 原 哲 哉	

職務出席	議 会 事 務 局 長	武 谷 朋 視	出	議 会 事 務 局 次 長	加 藤 優	出
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町 長	岡 崎 邦 博	出	副 町 長	折 尾 敬 敏	出
	教 育 長	外 園 哲 也	出	会 計 課 長	小 長 光 弘 平	出
	総 務 課 長	梶 栗 恭 輔	出	都 市 整 備 課 長	西 生 卓 矢	出
	福 祉 人 権 課 長	田 鶴 原 竜 二	出	ま ち づ く り 課 長	高 橋 奈 美 江	出
	税 務 保 険 課 長	石 田 克	出	産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	柴 田 隆 臣	出
	管 財 課 長	石 田 正 樹	出	上 下 水 道 課 長	神 谷 徹	出
	健 康 こ ど も 課 長	沼 野 葉 子	出	教 育 課 長	森 永 健 一	出
	住 民 環 境 課 長	大 村 俊 夫	出			
議事日程		別 紙 の と お り				
付議事件		別 紙 の と お り				
会議経過		別 紙 の と お り				

令和7年 第2回 鞍手町議会定例会 議事日程

3月19日 午前10時開議

第4号

- | | | | |
|-------|--------|--|-------------|
| 日程第1 | 議案第12号 | 鞍手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 | (民生産業委員長報告) |
| 日程第2 | 議案第13号 | 鞍手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 | (民生産業委員長報告) |
| 日程第3 | 議案第16号 | 令和6年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第5号) | (民生産業委員長報告) |
| 日程第4 | 議案第17号 | 令和6年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第3号) | (民生産業委員長報告) |
| 日程第5 | 議案第27号 | 鞍手町道路線の認定 | (民生産業委員長報告) |
| 日程第6 | 議案第28号 | 鞍手町道路線の廃止 | (民生産業委員長報告) |
| 日程第7 | 議案第29号 | 地方独立行政法人くらて病院第4期中期計画 | (民生産業委員長報告) |
| 日程第8 | 議案第30号 | 鞍手町コミュニティバス等運行条例の一部を改正する条例 | (民生産業委員長報告) |
| 日程第9 | 議案第6号 | 第6次鞍手町総合計画基本構想の策定 | (総務文教委員長報告) |
| 日程第10 | 議案第7号 | 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例 | (総務文教委員長報告) |
| 日程第11 | 議案第8号 | 鞍手町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 | (総務文教委員長報告) |
| 日程第12 | 議案第9号 | 鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 | (総務文教委員長報告) |
| 日程第13 | 議案第10号 | 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 | (総務文教委員長報告) |
| 日程第14 | 議案第11号 | 鞍手町職員退職手当支給条例の一部を改正する条例 | (総務文教委員長報告) |
| 日程第15 | 議案第14号 | 鞍手町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例 | (総務文教委員長報告) |
| 日程第16 | 議案第15号 | 令和6年度鞍手町一般会計補正予算 (第6号) | (総務文教委員長報告) |
| 日程第17 | 議案第18号 | 令和7年度鞍手町一般会計予算 | (予算特別委員長報告) |
| 日程第18 | 議案第19号 | 令和7年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算 | (民生産業委員長報告) |
| 日程第19 | 議案第20号 | 令和7年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算 | (民生産業委員長報告) |
| 日程第20 | 議案第21号 | 令和7年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算 | (民生産業委員長報告) |
| 日程第21 | 議案第22号 | 令和7年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算 | (民生産業委員長報告) |
| 日程第22 | 議案第23号 | 令和7年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算 | (民生産業委員長報告) |
| 日程第23 | 議案第24号 | 令和7年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算 | (総務文教委員長報告) |
| 日程第24 | 議案第25号 | 令和7年度鞍手町水道事業会計予算 | (総務文教委員長報告) |

日程第25 議案第26号 令和7年度鞍手町下水道事業会計予算

(総務文教委員長報告)

日程第26 閉会中の継続事件

令和 7 年 3 月 1 9 日 3 月定例会閉会。

1 出席議員は次のとおりである（13名）

1 番 許 斐 英 幸	2 番 田 中 二 三 輝	3 番 星 正 彦
4 番 宇 田 川 亮	5 番 野 口 美 恵 子	6 番 新 谷 留 晴
7 番 的 野 信 之	8 番 石 井 大 輔	9 番 許 斐 潤 一 郎
10 番 有 働 徳 仁	11 番 栗 田 美 和	12 番 西 藤 典 子
13 番 篠 原 哲 哉		

2 欠席議員は次のとおりである
なし

〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜
—— 開議 10時00分 ——

○的野信之議長 これから本日の会議を開きます。これより日程に入ります。日程は、お手元に送信しているとおりです。日程第1 議案第12号から日程第8 議案第30号までの8件を一括して議題とします。本案は民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。篠原民生産業委員長。

○篠原哲哉民生産業委員長 民生産業委員会の議案審査報告をいたします。ただいま議題となりました議案第12号から議案第30号までの8件について、3月11日に当委員会で審査を行いましたので、一括してその審査の経過と結果について報告いたします。

議案第12号 鞍手町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定こども子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、鞍手町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部について改正する必要があるため、所要の改正を行うこととあります。執行部同席のもと詳細説明を受け、質疑に入りました。慎重審査の結果、当局提案どおり全会一致で可決いたしました。

次に、議案第13号 鞍手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を

改正する条例は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、鞍手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部について、改正する必要が生じたため、所定の改正を行うものであります。執行部同席のもと詳細説明を受け、質疑に入りました。慎重審議の結果、当局提案どおり全会一致で可決いたしました。

次に、議案第16号 令和6年度鞍手町国民保険事業特別会計補正予算（第5号）について、執行部同席のもと詳細説明を受け、質疑に入りました。慎重審議の結果、当局提案どおり全会一致で可決いたしました。

次に、議案第17号 令和6年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、執行部同席のもと詳細説明を受け、質疑に入りました。慎重審議の結果、当局提案どおり全会一致で可決いたしました。

次に、議案第27号 鞍手町道路線の認定は、福岡県が直方・鞍手工業団地へのアクセス道路整備を目的として、町道本村～植木線及び町道下内線の一部を県道新延～植木線のバイパスとして整備するため旧道区間となり、移管を受ける現在の県道新延～植木線について、道路法第8条第1校の規定により、町道認定をするものであります。執行部同席のもと詳細説明を受け、質疑に入りました。主な質疑の内容として、現状道路の路盤が悪いので、県道から町道へ移管する場合は、県のほうへ整備を要してもらいたいということに対し、当局は現在道路の損傷がひどいか所がある。県道の完成まで5年以上かかるそうなので、県のほうへ補修をしてもらい、移管前に再度整備をしてもらうよう要望を行うとの答弁がありました。慎重審議の結果、当局提案どおり全会一致で認定いたしました。

次に、議案第28号 鞍手町道路線の廃止は、本議案は県道直方～鞍手線バイパス工事の開通に伴い、不要となった町道蘭焼～明道線及び鞍手町役場庁舎移転に伴い不要となった町道役場入り口線の2路線について、道路法第10条第1項の規定により、町道を廃止するものであります。執行部同席のもと詳細説明を受け、質疑に入りました。主な質疑もなく、当局提案どおり全会一致で認定いたしました。

次に、議案第29号 地方独立行政法人くらて病院第4期中期計画は、地方独立行政法人くらて病院の第4期中期目標を達成するため、同法人において作成された令和7年度から4年間の第4期中期計画の認定に伴い、議会の議決を求めるものであります。執行部同席のもと詳細説明を受け、質疑に入りました。主な質疑の内容として、旧くらて病院の所有について、町が所有しているのか、くらて病院が所有しているのかの質問に対し、現状はくらて病院として登記がなされているとの答弁がありました。今後、旧病院の土地建物について、町と病院が令和7年度より順次協議を始め、処分ができるものについて協議をしていくとの回答がありました。慎重審議の結果、当局提案どおり全会一致で可決いたしました。

次に、議案第30号 鞍手町コミュニティーバス等の運営条例の一部を改正する条例は、令和7年3月24日より、鞍手町AⅠオンデマンド交通「のる～と鞍手」が本格運用することに伴い、運賃の支払い方法を見直す必要がある必要が生じたため、条例の一部について所要の改正を行うものであります。執行部同席のもと詳細説明を受け、質疑に入りました。主な質疑もなく、当局提案どおり全会

一致で可決いたしました。以上、審査の経過と結果の報告を終わります。

○的野信之議長　これから委員長報告に対する質疑を行います。議案第１２号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めますこれで質疑を終わります。

次に、議案第１３号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めますこれで質疑を終わります。

次に、議案第１６号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第１７号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めますこれで質疑を終わります。

次に、議案第２７号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めますこれで質疑を終わります。

次に、議案第２８号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めますこれで質疑を終わります。

次に、議案第２９号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めますこれで質疑を終わります。

次に、議案第30号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めますこれで質疑を終わります。これから討論を行います。議案第12号について、まず反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

次に賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

次に、議案第13号について、まず反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

次に賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

次に、議案第16号について、まず反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

次に賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

次に、議案第１７号について、まず反対討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

次に賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで討論を終わります。

次に、議案第２７号について、まず反対討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

次に賛成討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで討論を終わります。

次に、議案第２８号について、まず反対討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

次に賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで討論を終わります。

次に、議案第２９号について、まず反対討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

次に賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

次に、議案第30号について、まず反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

次に賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第12号 鞍手町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

お直りください。挙手多数です。よって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号 鞍手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

お直りください。挙手多数です。よって議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号 令和6年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第5号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

お直りください。挙手多数です。よって議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号 令和6年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙

手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

お直りください。挙手多数です。よって議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号 鞍手町道路線の認定を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

お直りください。挙手多数です。よって議案第27号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第28号 鞍手町道路線の廃止を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

お直りください。挙手多数です。よって議案第28号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第29号 地方独立行政法人くらて病院第4期中期計画を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

お直りください。挙手多数です。よって議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号 鞍手町コミュニティーバス等運行条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

お直りください。挙手多数です。よって議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。ここでしばらく休憩します。

—— 休憩 14時32分 ——

〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜

田中議員及び石井議員 退室

〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜

—— 再開 14時45分 ——

会議を再開します。日程に入る前に田中議員及び石井議員より、議案第6号の採決について態度保留の申入れがありましたので、退出を許可しています。

次に進みます。日程第9議案第6号を議題とします。本案は、総務文教委員会に付託していたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

○新谷留晴総務文教委員長 総務文教委員会の議案審査報告をいたします。ただいま議題となりました議案第6号について、3月12日に当委員会におきまして審査を行いましたので、その審査の経過と結果について報告いたします。

議案第6号 第6次鞍手町総合計画基本構想の策定は、令和7年度から、今後10年間のまちづくりの方針を示した第6次鞍手町総合計画の基本構想の策定について、議会の議決を求めるものです。執行部同席のもと詳細説明を受け、質疑に入りました。慎重審議の結果、当局提案どおり、賛成多数で可決いたしました。以上、審査の経過と結果の報告を終わります。

○的野信之議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。議案第6号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。議案第6号について、まず反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

次に賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第6号 第6次鞍手町総合計画基本構想の策定を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」 多数あり)

お直りください。挙手多数です。よって議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。ここで田中議員及び石井議員の入室を許可します。

(田中議員及び石井議員 入室)

会議を再開します。日程第10 議案第7号から日程第16 議案第15号までの7件を一括して議題とします。本案は総務文教委員会に付託していましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

○新谷留晴総務文教委員長 総務文教委員会の議案審査報告をいたします。ただいま議題となりました議案第7号から議案第19号まで、7議案について、3月12日に当委員会におきまして、すいません失礼しました。ただいま議題となりました議案第7号から議案第19号まで、すいません。議案第15号まで7議案について、3月10日に当委員会におきまして審査を行いましたので、その審査経過と結果について報告いたします。失礼しました。

議案第7号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例は、鞍手町の附属機関に新たに設置及び廃止される機関が生じることに伴い、鞍手町附属機関設置条例の一部について、所要の改正を行うものです。失礼。主な質疑の内容として、小学校統合準備委員会について、教育環境の充実を図るために、円滑な移行に向けて、PTAなど意見を求めて協議を行ってほしいとのことに対し、今後、協議を行っていききたいとの答弁がありました。慎重審議の結果、当局提案どおり全会一致で可決いたしました。

次に、議案第8号 鞍手町職員の勤務時間休暇等に関する条例の一部を改正する条例は、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が公布され、失礼。国家公務員の一般職の職員の勤務時間休暇等に関する法律が改正されたことに伴い、鞍手町職員の勤務時間休暇等に関する条例の一部について所要の改正を行うものです。慎重審議の結果、当局提案どおり全会一致で可決いたしました。

次に、議案第9号 鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部について、所要の改正を行うものです。慎重審議の結果、当局提案どおり全会一致で可決いたしました。すいませんちょっと花粉症がひどいもので申し訳ございません。聞きづらいと思いますが。

次に、議案第10号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例は、令和6年人事院勧告により国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部が改正されたことに伴い、鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例ほか5条例について所要の改正を行うものです。慎重審議の結果、当局提案どおり全会一致で可決いたしました。

次に、議案第11号 鞍手町職員退職手当支給条例の一部を改正する条例は、国家公務員の一般職

の職員の勤務時間、休暇等に関する法律等の一部を改正する法律に基づき、人事院規則が改正されたことに伴い、鞍手町職員退職手当支給条例の一部について、所要の改正を行うものです。慎重審議の結果、当局提案どおり全会一致で可決いたしました。

次に、議案第14号 鞍手町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、鞍手町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部について、所要の改正を行うものです。慎重審議の結果、当局提案どおり全会一致で可決いたしました。

次に、議案第15号 令和6年度鞍手町一般会計補正予算（第6号）について、執行部同席のもと詳細説明を受け、質疑に入りました。慎重審議の結果、当局提案どおり全会一致で可決いたしました。以上、審査の経過と結果の報告をいたしまして、終わります。大変失礼しました。

○的野信之議長 これから委員長報告に対する、議案第7号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第8号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第9号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第10号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第11号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第14号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第15号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。議案第7号について、まず反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

次に賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

次に、議案第8号について、まず反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

次に賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

次に、議案第9号について、まず反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

次に賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

次に、議案第10号について、まず反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

次に賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

次に、議案第11号について、まず反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

次に賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

次に、議案第14号について、まず反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

次に賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

次に、議案第15号について、まず反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

次に賛成討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第7号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数あり）

お直りください。挙手多数です。よって議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号 鞍手町職員の勤務時間給休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数あり）

お直りください。挙手多数です。よって議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号 鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数あり）

お直りください。挙手多数です。よって議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数あり）

お直りください。挙手多数です。よって議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号 鞍手町職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数あり）

お直りください。挙手多数です。よって議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号 鞍手町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

お直りください。挙手多数です。よって議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号 令和6年度鞍手町一般会計補正予算第6号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

お直りください。挙手多数です。よって議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。日程第17 議案第18号を議題とします。本案は予算特別委員会に付託していただいたので、予算特別委員長の審査報告を求めます。

○許斐英幸予算特別委員長 予算特別委員会の議案審査報告をいたします。ただいま議題になりました議案18号 令和7年度鞍手町一般会計予算について、3月13日当委員会を開催し、審査をいたしましたので、審査の経過と結果について報告をいたします。なお全員で構成する予算特別委員会ですので、審査の結果については省略いたします。当委員会は慎重審議の結果、原案を賛成少数で否決いたしました。以上。

○的野信之議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。議案第18号について、まず賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

次に反対討論はありませんか。宇田川議員。

○4番(宇田川亮議員) 議案第18号 令和7年度鞍手町一般会計予算に対し反対討論を行います。

石破内閣の初めての当初予算となる2025年度予算案は、暮らしと平和を壊す大軍拡予算です。軍拡のペースは安倍政権時代の16倍と異常な急増となっており、大企業優遇税制は温存されたままです。1兆円の物価高騰対策などの予備費もなくなり、大企業の春闘は満額回答が出ていますが、中小企業の賃上げには無策です。年金も実質0.8%のマイナスで、13年間で8%も目減りしています。まさに大軍拡と大企業には放漫財政、暮らしには緊縮財政の予算案となっています。鞍手町の新年度予算案は、基本的に政府の予算案に追随するものです。そうした中、中学校体育館の空調整備や学校給食費の減免は歓迎されるものですが、4月から4回分と小出しにせず、義務教育であることから、全て無料にするべきです。社会福祉協議会への町長の不当介入と思われる行動も問題です。高過ぎる国保税の引下げや、町独自の介護保険料利用料の減免制度、学校や公共施設のトイレに生理用品を置くなど、町民生活と子育て、中小業者を応援する予算に組替えていくことを求めて反対討論します。以上です。

○的野信之議長 ほかに討論はありませんか。有働議員。

○10番(有働徳仁議員) 議案第18号 鞍手町一般会計予算について反対の立場で討論します。令和7年1月に任命された1名の地域おこし協力隊員が現在任命されている。その隊員の活動が開始されているが、まだ実績報告や活動内容が不透明である。そういう状況の中で、さらに1名の地域おこし協力隊員の追加となっている地域おこし協力隊活動費は新規の募集内容も明確ではなく、その説明も納得いくものではない。以上を理由に反対討論します。

○的野信之議長 ほかに討論はありませんか。田中議員。

○2番(田中二三輝議員) 議案第18号 令和7年度鞍手町一般会計予算について反対の立場で討論を行います。

一般質問で町長は、社会福祉法人鞍手町社会福祉協議会に対し、言い過ぎた発言を反省していると受け止められる発言をしていたが、いまだ当事者である社協さんに誠意のある謝罪は行っていない。委員会審査や一般質問で確認したが、補助金を査定しているとのことであるが、このことは条例及び規則等には明記されていない。町長の一方的な人事案を押しつけるために、社協さんが希望する採用試験に関する予算を削るなど、卑劣な職権乱用が疑われる予算に賛成はできない。以上。

○的野信之議長 ほかに討論はありませんか。石井議員。

○8番(石井大輔議員) 先ほど賛成討論のところでは手を挙げたんですが、スルーされたので。

○的野信之議長 石井議員。

○8番(石井大輔議員) 賛成の立場で討論いたします。私は当初、提案された予算案に対し反対の立場をとっておりました。しかし、再度検討を重ね、多くの意見を伺う中で、考えを改め、賛成の立場をとるに至りました。その理由をご説明いたします。

反対していた理由は、2款1項6目の地域おこし協力隊の活動費です。当初は予算における具体的な活動内容が明確に答弁されなかったため、疑問を抱いておりました。しかし、先日一般質問の中で、学校給食や企業誘致について、町長から前向きな答弁を頂き、情報発信の必要性を強く感じるようになりました。この予算案が示す長期的なビジョンには、鞍手町が企業誘致を推進し子育て支援を拡充

する中で、町内外へ情報発信が大きな役割を果たす可能性があるかと確信しております。これにより、地域の発展や住民福祉の向上、そして人口減少に歯止めをかけることにつながると考えます。以上の理由から私はこの予算案を支持する立場をとります。この案が、鞍手町の未来を切り開く重要な一歩であると確信しております。議員各位にもぜひご賛同頂きますようよろしくお願いいたします。

○的野信之議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第18号 令和7年度鞍手町一般会計予算を採決します。採決は電子表決システムにより行います。本案に対する委員長の報告は否決であります。よって、原案について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。押し間違いはありませんか。なしと認めます。

(「賛成、反対 同数」となり議長採決。)

それではこれをもって、以上のとおり採決の結果、賛成、反対が同数です。よって、地方自治法第116条第1項の規定によって、議長が本案に対する採決します。議案第18号 令和7年度鞍手町一般会計予算。議長は可決と採決します。

次に進みます。日程第18 議案第19号から日程第22 議案第23号までの5件を一括して議題とします。本案は民生産業委員会に付託していましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。篠原民生産業委員長。

○篠原哲哉民生産業委員長 民生産業委員会の議案審査報告をいたします。ただいま議題となりました議案第19号から議案第23号までの5件について、3月11日に当委員会で審査を行いましたので、一括してその審査の経過と結果について報告いたします。

議案第19号 令和7年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算について、執行部同席のもと詳細説明を受け、質疑に入りました。重立った質疑もなく、慎重審議の結果、当局提案どおり賛成多数で可決いたしました。

次に、議案第20号 令和7年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算について、執行部同席のもと詳細説明を受け、質疑に入りました。慎重審査の結果、当局提案どおり賛成多数で可決いたしました。

次に、議案第21号 令和7年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算について、執行部同席のもと詳細説明を受け、質疑に入りました。慎重審査の結果、当局提案どおり賛成多数で可決いたしました。

次に、議案第22号 令和7年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算について、執行部同席のもと詳細説明を受け、質疑に入りました。慎重審議の結果、当局提案どおり全会一致で可決いたしました。

次に、議案第23号 令和7年度鞍手町谷山駅パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算

について、執行部同席のもと詳細説明を受け、質疑に入りました。慎重審議の結果、当局提案どおり、全会一致で可決いたしました。以上、審査の経過と結果の報告を終わります。

○的野信之議長　これから委員長報告に対する質疑を行います。議案第19号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第20号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第21号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第22号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第23号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。議案第19号について、まず反対討論はありませんか。宇田川議員。

○4番(宇田川亮議員)　議案第19号　令和7年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算に対し、反対討論を行います。物価高騰がとまらない中、高過ぎる国保税を引下げてほしいという願いは切実です。国は国庫負担割合の引上げや低所得者層に対する保険料負担軽減策の拡充を行うべきです。収入のない、生まれたばかりのこどもにまで国保税をかけている状況は変わっておらず、少子化を助長する政策とも言えます。こどもの均等割をなくし、国に対し抜本的な追加の公費投入を求めていくことを申し上げ、反対討論とします。

○的野信之議長 次に賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

次に、議案第20号について、まず反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

次に賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

次に、議案第21号について、まず反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

次に賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

次に、議案第22号について、まず反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

次に賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

次に、議案第23号について、まず反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

次に賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第19号 令和7年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。採決は電子表決システムにより行います。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

(「賛成ボタン」多数あり)

押し間違いはありませんか。なしと認めます。それではこれをもって表決を終了します。表決の結果を申し上げます。賛成9 反対3 よって、議案第19号は可決されました。

次に、議案第20号 令和7年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。採決は電子表決システムにより行います。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(「賛成ボタン」多数あり)

押し間違いはありませんか。ではなしと認めます。それではこれをもって表決を終了します。表決の結果を申し上げます。賛成9 反対3 よって議案第20号は可決されました。

次に、議案第21号 令和7年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算を採決します。採決は電子表決システムにより行います。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(「賛成ボタン」多数あり)

押し間違いはありませんか。なしと認めます。それでは、これをもって表決を終了します。表決の結果を申し上げます。賛成10 反対2 よって議案第21号は可決されました。

次に、議案第22号 令和7年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算を採決しま

す。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」 多数あり)

お直りください。挙手多数です。よって議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号 令和7年度鞍手町種山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」 多数あり)

お直りください。挙手多数です。よって議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。日程第23 議案第24号から日程第25 議案第26号までの3件を一括して議題とします。本案は総務文教委員会に付託していましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

○新谷留晴総務文教委員長 総務文教委員会の議案審査報告をいたします。ただいま、議題となりました議案第24号から議案第26号の3議案について、3月12日に当委員会におきまして審査を行いましたので、その審査の経過と結果について報告いたします。

議案第24号、令和7年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算について、執行部同席のもと詳細説明を受け、質疑に入り慎重審議の結果、当局提案どおり全会一致で可決いたしました。

次に、議案第25号 令和7年度鞍手町水道事業会計予算について執行部同席のもと、詳細説明を受け、質疑に入りました。主な質疑の内容として、導水管の補修について、計画はどのようになっているかに対し、導水管の法定耐用年数は40年ということで、厚生省基準を採用し、敷設替えの時期を延長して、令和8年度から更新を行っていくとの答弁がありました。また、漏水に関する事前調査は行わないのかということに対して、水道管の漏水について、漏水が出た場合に行い、事前調査は行わない。下水については、陥没事故等が知られているか、県からの調査依頼で直径2m以上の管を有する事業体に調査依頼が来ている。庁内では該当するものはありませんと回答がっております。失礼。また家庭で漏水があった場合に、指定業者でないと補助金の対象としての工事が受けられない。民地は補償対象外で、民地であっても、指定事業者と連絡がとれるように周知をしてほしいとの意見に対し、ホームページ上でお知らせはしているが、もっとPRを行っていきたいとの答弁がありました。慎重審議の結果、当局提案どおり全会一致で可決いたしました。

次に、議案第26号 令和7年度鞍手町下水道事業会計予算について、執行部同席のもと詳細説明を受け、質疑に入り、慎重審議の結果、当局提案どおり全会一致で可決いたしました。以上、審

査の経過と結果の報告を終わります。

○的野信之議長　これから委員長報告に対する質疑を行います。議案第24号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第25号について質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第26号について質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。議案第24号について、まず反対討論はありますか。

（「なし」の声あり）

次に賛成討論はありますか。

（「なし」の声あり）

これで討論を終わります。

次に、議案第20号について、まず反対討論はありますか。

（「なし」の声あり）

次に賛成討論はありますか。

（「なし」の声あり）

これで討論を終わります。

次に、議案第２６号について、まず反対討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

次に賛成討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第２４号 令和７年度独立地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数あり）

お直りください。挙手多数です。よって議案第２４号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第２５号 令和７年度鞍手町水道事業会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数あり）

お直りください。挙手多数です。よって、議案第２５号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第２６号 令和７年度鞍手町下水道事業会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数あり）

お直りください。挙手多数です。よって議案第２６号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。日程第２６ 閉会中の継続事件を議題とします。各委員長から目下審査する事件について、会議規則第７４条の規定に基づき、お手元に配信しているとおり、閉会中の継続審査の申出がっております。お諮りします。各委員長の申出のとおり、継続審査することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって委員長からの申出のとおり、継続審査することに決定しました。これで本日の日程は全部終了しました。これをもって令和7年第2回定例会を閉会します。

—— 閉会 10時59分 ——
~~~~~〇~~~~~

地方自治法第123条の第2項の規定により、ここに署名する。

議長                      的 野 信 之

議員                      西 藤 典 子

議員                      篠 原 哲 哉